

# 一般的なリコール手順のフロー図

①リコールの実施決定 （※製品事故の再発防止に必要なリコールの場合に限ります。）

## ②「製品リコール開始の報告書」提出

※ a) 外観や不具合箇所の写真、b) 事業者のウェブサイトに掲載する告知文、c) 修理・部品交換対応の場合は対策前と対策済みの外観上の判別方法についても、併せて送付してください。

※「製品リコール開始の報告書」フォーマット [ダウンロード](#)

## ③経済産業省による公表内容の確認

※報告書の提出を受けて、経済産業省ではウェブサイト（「製品安全ガイド」）、Twitter（「こちら製品事故対策室」）にリコール情報を掲載します。掲載内容については、事前に事業者に御確認いただきます。

## ④リコールの実施

## ⑤リコールの進捗状況の定期報告

※原則として、リコール開始後は3ヶ月毎、2年目以降は6ヶ月毎。

※「製品リコール進捗状況の報告書」フォーマット [ダウンロード](#)

⑥リコールの進捗状況の報告終了 （※リコールの終了ではありません。）

※リコール要因となった製品起因事故が3年以上発生していない場合であって、a) リコール進捗率（又は残存率を加味した進捗率）が90%を超えた時点、又はb) 進捗率が2年間頭打ち状態に達していること、のいずれかの場合、進捗に関する自己評価報告書を提出し報告は原則として終了。ただし、事故が再発すれば進捗報告は再開してください。

※「リコール進捗状況に関する自己評価報告書」フォーマット [ダウンロード](#)

※報告書類の提出や問い合わせは電子メールで [seihin-anzen@meti.go.jp](mailto:seihin-anzen@meti.go.jp) までお願いします。

※電話による本件問い合わせ先：経済産業省製品事故対策室 03-3501-1707